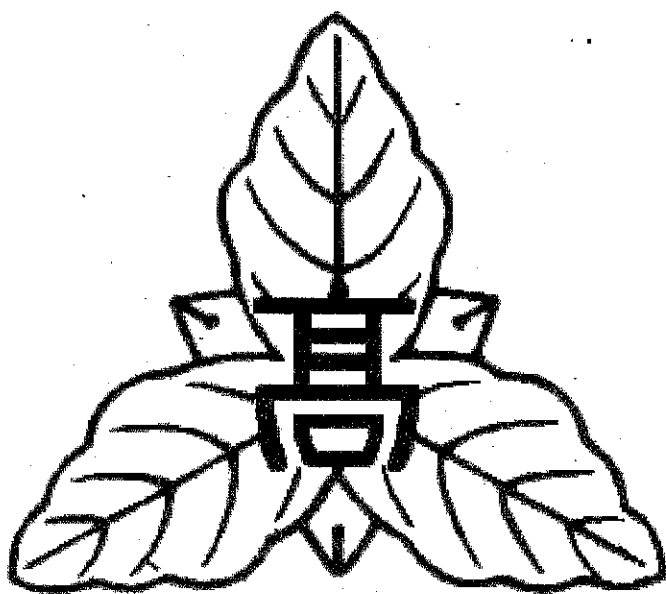


岐阜県立岐阜北高等学校 P T A

令和7年度定期総会



日 時 令和7年4月25日(金)

場 所 岐阜北高等学校 体育館

令和7年度PTA定期総会日程

令和7年 4月25日(金)

*授業参観 12:40~13:30 (第5限)

1 総 会 14:00~15:00

総会成立確認

(1) 開会の辞

(2) 会長挨拶

(3) 校長挨拶

(4) 議 事

議1 令和6年度会務報告

議2 令和6年度PTA一般会計、PTA特別会計、教育環境整備事業費、PTA運営等積立金
決算並びに監査報告について

議3 令和7年度PTA役員の選任について

議4 令和7年度会務計画について

議5 令和7年度PTA一般会計、PTA特別会計、PTA運営等積立金
予算案について

議6 岐阜県立岐阜北高等学校PTA規約の改訂について

(5) 感謝状贈呈

(6) 閉会の辞

2 学年懇談会・学級懇談会

3年生 学年懇談会 15:10~15:30 (体育館)

学級懇談会 15:40~16:00 (各教室)

2年生 学級懇談会 15:10~16:00 (各教室)

1年生 学級懇談会 15:10~16:00 (各教室)

3 学年委員会 16:10~16:30

・3年生 進路資料室 (南校舎2階)

・2年生 選択教室 (南校舎3階)

・1年生 大会議室 (南校舎1階)

議1 令和6年度PTA会務報告 (岐阜県高等学校PTA連合会大会などの校外行事(ゴシック体)を含む)

【令和6年】

4月	5日	(金)	令和5年度会計監査
	5日	(金)	令和5年度第4回PTA執行委員会
	9日	(火)	令和6年度PTA入会式(入学式)
	26日	(金)	令和6年度PTA定期総会 学年懇談会(3年)、学級懇談会(1～3年) 学年委員会(1～3年) 「北高だより」発行
5月	10日	(金)	令和6年度第1回PTA執行委員会
	22日	(水)	第1回保護者研修会(進学に関するテーマ) オンデマンド配信
	22日	(水)	学年委員会、PTフォーラム(1, 2年)
	31日	(金)	岐阜県高等学校PTA連合会定期総会 (オンライン開催 13:00～16:00 各校PTAは学校単位で視聴)
6月	21日	(金)	東海地区高等学校PTA連合会 三重大会 (三重県総合文化センター・津市 13:00～16:00) (5名参加)
7月	8日	(月)	県高P連岐阜地区支部連絡協議会 (不二羽島文化センター・羽島市 13:30～16:00)
7月	11日	(木)～18日(木)	保護者懇談会、11日「北高だより」発行
	11日	(木)	第1回常任委員会(進路指導、保健厚生は対面、生徒指導は配信)
8月	22日	(木)～23日(金)	全国高等学校PTA連合会全国大会 茨城大会 (現地参加役員5名)
9月	3日	(火)	令和6年度第2回PTA執行委員会 11:00～11:30、校長室 北高祭 PTAバザー10:00～14:00 (台風の影響で1日延期)
9月	24日	(火)	第2回保護者研修会 大会議室で対面開催、オンデマンド配信も実施
10月	11日	(金)	前期会計監査
11月	1日	(金)	岐阜県高等学校PTA連合会PTフォーラム大会 (不二羽島文化センター・羽島市 13:00～16:00)
11月	6日	(水)	芸術鑑賞教室(長良川国際会議場メインホール、PTA役員招待)
12月	17日	(火)～23日(月)	保護者懇談会
	17日	(火)	「北高だより」発行
	17日	(火)	第2回常任委員会(書面開催)

【令和7年】

2月	7日	(金)	令和6年度第3回PTA執行委員会
3月	1日	(土)	令和6年度卒業証書授与式 「北高だより」発行
3月	14日	(金)	令和6年度役員指名委員会(令和7年度新役員選出)
4月	7日	(月)	令和6年度会計監査
4月	7日	(月)	令和6年度第4回PTA執行委員会
4月	25日	(金)	令和7年度PTA定期総会

議2-1 令和6年度 PTA一般会計 決算

歳入

(単位: 円)

科 目			当初予算額	補正額	現計予算額	決算額	差引増減	摘 要
款	項	目	(A)	(B)	(A)+(B)=(C)	(D)	(D)-(C)	
PTA会費	PTA会費	PTA会費	5,184,000	0	5,184,000	5,132,800	△ 51,200	年額4,800円×1,080人
繰越金	繰越金	繰越金	3,341,617	0	3,341,617	3,341,617	0	前年度繰越金
繰入金	繰入金	繰入金	2,193,990	0	2,193,990	2,193,714	△ 276	教育環境整備事業費からの繰入金 利息から国税、振込手数料を差し引いて、 ▲276円
雑収入	雑収入	雑収入	100,000	0	100,000	119,777	19,777	PTAバザー収益、生徒用コピー機利用料、 預金利息
合 計			10,819,607	0	10,819,607	10,787,908	△ 31,699	

歳出

(単位: 円)

科 目			当初予算額	補正額	現計予算額	決算額	差引増減	摘 要
款	項	目	(A)	(B)	(A)+(B)=(C)	(D)	(C)-(D)	
PTA運営費	PTA運営費		3,860,000	0	3,860,000	2,243,366	1,616,634	
			3,860,000	0	3,860,000	2,243,366	1,616,634	
		賃 金	960,000	0	960,000	837,523	122,477	専従職員賃金(労災保険含む)
		報 償 費	150,000	0	150,000	0	150,000	保護者研修会講師
		旅 費	300,000	0	300,000	293,741	6,259	高P連大会参加旅費
		需 用 費	400,000	0	400,000	220	399,780	事務費、会議費
		印刷製本費	300,000	0	300,000	201,542	98,458	総会資料、北高だより
		役 務 費	550,000	0	550,000	234,730	315,270	不法駐車注意喚起、廃棄物処分、ピアノ保 管料
		使用料賃借料	200,000	0	200,000	167,130	32,870	PTA専任職員設置にかかる使用料・管理費
		備品購入費	100,000	0	100,000	0	100,000	
		修 繕 料	50,000	0	50,000	0	50,000	
		負 担 金	800,000	0	800,000	508,480	291,520	高P連負担金、高P連生徒賠償責任掛金
		慶 弔 費	50,000	0	50,000	0	50,000	
教育振興費	学 習 費		4,800,000	560,000	5,360,000	4,240,879	1,119,121	
			950,000	0	950,000	648,596	301,404	
		学 習 費	300,000	0	300,000	0	300,000	
		図 書 費	650,000	0	650,000	648,596	1,404	月刊雑誌、図書購入
	進路指導費		3,550,000	0	3,550,000	2,893,547	656,453	
		報 償 費	2,000,000	0	2,000,000	1,590,344	409,656	土曜講座講師・外部模試監督謝金
		旅 費	200,000	0	200,000	90,078	109,922	
		需 用 費	1,000,000	1,000	1,001,000	1,000,990	10	赤本、受験雑誌
		役 務 費	150,000	△ 1,000	149,000	90,900	58,100	教員休日指導傷害保険
		使用料賃借料	200,000	0	200,000	121,235	78,765	生徒用コピー機借上料、模擬試験行政財産目 的外使用管理費
		環境整備費	300,000	560,000	860,000	698,736	161,264	モップレンタル、黒板のホワイトボード化、 R6.10～開門開錠等作業に係る費用
国際親善費	国際親善費	国際親善費	100,000	300,000	400,000	78,820	321,180	前年度の姉妹校訪問教員旅費の一部 姉妹校生徒との交流・体験に係る費用
		施設設備費	30,000	0	30,000	10,784	19,216	
施設設備費	施設設備費		30,000	0	30,000	10,784	19,216	
		工事請負費	0	0	0	0	0	
		設備修繕費	0	0	0	0	0	
		維持管理費	30,000	0	30,000	10,784	19,216	生徒用コピー機電気代
積立金繰出	積立金繰出	積立金繰出	0	0	0	0	0	
繰出金	繰出金	繰出金	0	0	0	0	0	
予備費	予備費	予備費	2,029,607	△ 860,000	1,169,607	0	1,169,607	
合 計			10,819,607	0	10,819,607	6,573,849	4,245,758	

収支差引残高(令和7年度PTA一般会計へ繰越)

4,214,059 円

議2-2 令和6年度 PTA特別会計 決算

歳入

(単位: 円)

科 目			当初予算額	補正額	現計予算額	決算額	差引増減	摘 要
款	項	目	(A)	(B)	(A) + (B) = (C)	(D)	(D) - (C)	
特別活動振興費	特別活動振興費	特別活動振興費	9,072,000	0	9,072,000	8,982,070	△ 89,930	年額8,400円×1,080人
補助金	補助金	補助金	100,000	0	100,000	81,931	△ 18,069	高体連・高文連活動振興補助金
繰越金	繰越金	繰越金	1,762,547	0	1,762,547	1,762,547	0	前年度繰越金
繰入金	繰入金	繰入金	9,000,000	0	9,000,000	9,000,000	0	教育環境整備事業費からの繰入金
雑収入	雑収入	雑収入	1,000	0	1,000	13,245	12,245	預金利息、廃部口座解約残金受入れ
合 計			19,935,547	0	19,935,547	19,839,793	△ 95,754	

歳出

(単位: 円)

科 目			当初予算額	補正額	現計予算額	決算額	差引増減	摘 要
款	項	目	(A)	(B)	(A) + (B) = (C)	(D)	(C) - (D)	
特別活動振興費	運 営 費		17,730,000	800,000	18,530,000	17,303,139	1,226,861	
			7,050,000	△ 1,038,000	6,012,000	5,427,888	584,112	
		報 償 費	100,000	0	100,000	41,330	58,670	激励金(陸上部、水泳部、放送部)、特活表彰副賞
		需 用 費	250,000	50,000	300,000	294,798	5,202	時計付黒球式熱中症計、横断幕、総文祭消耗品
		役 務 費	300,000	220,000	520,000	415,876	104,124	美術・書道部搬出入、演劇部輸送、グラント整地機整備、ピアノ調律
		使用料賃借料	6,300,000	△ 1,308,000	4,992,000	4,658,180	333,820	体育館使用不可期間中の活動場借上、演奏会会場借上等
		燃 料 費	100,000	0	100,000	17,704	82,296	グラント整地機燃料
	指 導 費	指 導 費	30,000	0	30,000	0	30,000	
	負 担 金		3,050,000	0	3,050,000	2,955,161	94,839	
		学校負担金	1,200,000	0	1,200,000	1,157,636	42,364	高体連・高文連学校割当
		登 録 費	350,000	0	350,000	349,340	660	団体・個人登録金、高野連加盟金
		参 加 費	1,500,000	0	1,500,000	1,448,185	51,815	競技・大会参加費
	旅 費		5,000,000	1,835,000	6,835,000	6,834,164	836	
		生徒旅費	3,000,000	1,994,000	4,994,000	4,993,269	731	NHK杯全国高校放送コンテスト、高校野球県大会バス代金7/13、7/15、7/20、体育館使用不可期間中の他施設等への移動旅費
		引率旅費	2,000,000	△ 159,000	1,841,000	1,840,895	105	高校野球学生割引入場券、野球応援バス借上
	大会応援費	大会応援費	300,000	503,000	803,000	802,450	550	高校野球学生割引入場券、野球応援バス借上
	行事支援費	行事支援費	100,000	159,000	259,000	258,670	330	北高祭シーレットライブ音響設備
	施設設備費		2,200,000	△ 659,000	1,541,000	1,024,806	516,194	
		施設設備費	400,000	△ 159,000	241,000	166,671	74,329	部活動物置修繕、防塵材、クレーン用土
		備品購入費	1,000,000	0	1,000,000	678,780	321,220	部活動用備品
		修繕費	800,000	△ 500,000	300,000	179,355	120,645	生徒用タブレット弁償費
助成費	助成費	助成費	1,250,000	0	1,250,000	1,238,526	11,474	部活動定額助成
積立金繰出	積立金繰出	積立金繰出	0	0	0	0	0	
予備費	予備費	予備費	955,547	△ 800,000	155,547	0	155,547	
合 計			19,935,547	0	19,935,547	18,541,665	1,393,882	

収支差引残高(令和7年度特別会計へ繰越)

1,298,128 円

議2-3 令和6年度 教育環境整備事業費 決算

(単位: 円)

区 分	令和5年度末 現 在 高	令和6年度		令和6年度末 現 在 高	備 考
		積立額	取り崩し額		
積 立 金	11,193,990	0	11,193,990	0	
雑 収 入	—	0	0	0	
計	11,193,990	0	11,193,990	0	

議2-4 令和6年度 PTA運営等積立金 決算

(単位: 円)

区 分	令和5年度末 現 在 高	令和6年度		令和6年度末 現 在 高	備 考
		積立額	取り崩し額		
積 立 金	3,324,331	0	0	3,324,331	
雑 収 入	—	57	0	57	預金利子
計	3,324,331	57	0	3,324,388	

会 計 監 査

令和6年度岐阜県立岐阜北高等学校PTA一般会計、特別会計(部活動振興費)、
教育環境整備事業費、PTA運営等積立金を各決算書に基づきそれぞれ監査しました
ところ、帳簿、預金通帳、証拠書類とも適切に処理されていることを確認しました。

令和7年4月7日

会計監査委員

井藤 毅

会計監査委員

岡田 久美

会計監査委員

新井 有希

議3 令和7年度 P T A役員候補者

本会規約第14条に基づき、令和7年3月14日に開催しました指名委員会にて慎重審議した結果、以下の方々を令和7年度役員、会計監査委員の候補者として選考・推薦いたしました。

また、規約第5条に従いまして、この方々を令和7年4月10日付で候補者として皆様に公示しました。

令和6年度P T A 指名委員会委員長 丸目佳緒里

役 職	氏 名	学 年
名誉会長	上田 和伸	(学校)
会 長	飯尾 龍也	3
副 会 長	樋口 明子	3
	井藤 毅	2
書 記	岡田 久美	2
	河合 恵哉	(学校)
会 計	杉山 有希	2
	若原 稚子	(学校)
会計監査委員	浅野 教史	1
	杉本 純子	1
	鈴木 淳子	1

(敬称略)

議4 令和7年度 会務計画 (案)

【令和7年】

- | | | |
|---------|-----------------|---|
| 4月 | 7日 (月) | 令和6年度会計監査
令和6年度第4回PTA執行委員会、学校預り金運営委員会 |
| | 8日 (火) | 令和7年度PTA入会式、入学式 |
| 25日 (金) | | 令和7年度PTA定期総会
学年懇談会 (3年)
学級懇談会 (1～3年)
学年委員会 (1～3年)
「北高だより」発行 |
| 5月 | 9日 (金) | 令和7年度第1回PTA執行委員会 |
| | 19日 (月) | 第1回保護者研修会 (進学に関するテーマ)
3年学年懇談会「本校の受験指導」
2年学年委員会、2年PTフォーラム
1年学年委員会、1年PTフォーラム |
| | 30日 (金) | 岐阜県高等学校PTA連合会定期総会
(オンライン開催予定 13:00～16:00 各校PTAは学校単位で視聴) |
| 6月 | 27日 (金) | 東海地区高等学校PTA連合会 静岡大会
(静岡市清水文化会館・静岡市 13:00～16:00) |
| 7月 | 3日 (木) | 県高P連岐阜地区支部連絡協議会
(不二羽島文化センター 羽島市 13:30～16:00) |
| 7月 | 7日 (月)～14日 (月) | 保護者懇談会、7日「北高だより」発行 |
| | 9日 (水) | 第1回常任委員会 (進路指導、保健厚生、生徒指導・特別活動) |
| 8月 | 21日 (木)～22日 (金) | 全国高等学校PTA連合会全国大会 三重大会
於：(津市産業スポーツセンター 等) |
| 9月 | 1日 (月) | 令和7年度第2回PTA執行委員会 11:00～、北高祭視察 |
| 9月 | *日 (*) | 第2回保護者研修会、全学年懇談会 (前期期末考査期間中の開催予定) |
| 10月 | 10日 (金) | 前期会計監査 |
| | 31日 (金) | 岐阜県高等学校PTA連合会PTフォーラム大会
(不二羽島文化センター 羽島市 13:00～16:00) |
| 12月 | 15日 (月)～22日 (月) | 保護者懇談会、15日「北高だより」発行 |
| | 15日 (月) | 第2回常任委員会 (書面開催) |

【令和8年】 (4月以降は見込みです)

- | | | |
|----|---------|---------------------------|
| 2月 | 6日 (金) | 令和7年度第3回PTA執行委員会 |
| 3月 | 1日 (日) | 卒業証書授与式 「北高だより」発行 |
| 3月 | *日 (*) | 令和7年度役員指名委員会 (令和8年度新役員選出) |
| 4月 | 7日 (火) | 令和7年度会計監査 |
| 4月 | 7日 (火) | 令和7年度第4回PTA執行委員会 |
| 4月 | 24日 (金) | 令和8年度PTA定期総会 |

議5-1 令和7年度 PTA一般会計予算(案)

歳入

(単位:円)

科 目			本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
款	項	目				
PTA会費	PTA会費	PTA会費	4,992,000	5,184,000	△ 192,000	年額 4,800円×1,040人
繰越金	繰越金	繰越金	4,214,059	3,341,617	872,442	前年度繰越金
繰入金	繰入金	繰入金	0	2,193,990	△ 2,193,990	前年度は教育環境整備事業から繰入
雑収入	雑収入	雑収入	80,000	100,000	△ 20,000	生徒用コピー機利用料、預金利息
合 計			9,286,059	10,819,607	△ 1,533,548	

歳出

(単位:円)

科 目			本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
款	項	目				
PTA運営費	PTA運営費		3,900,000	3,860,000	40,000	
			3,900,000	3,860,000	40,000	
		賃 金	1,120,000	960,000	160,000	専従職員賃金(労災保険含む)
		報 償 費	50,000	150,000	△ 100,000	保護者研修会等講師
		旅 費	300,000	300,000	0	高P連等大会活動旅費
		需 用 費	200,000	400,000	△ 200,000	消耗品費、会議費
		印刷製本費	360,000	300,000	60,000	北高だより
		役 務 費	250,000	550,000	△ 300,000	郵送料、不法駐車注意委託、廃棄物処分料、ピアノ調律、個人情報漏えい補償保険
		使用料賃借料	370,000	200,000	170,000	行政財産目的外使用料・管理費、ネット回線使用料、ネットバンク利用料
		備品購入費	50,000	100,000	△ 50,000	PTA備品
		修繕料	550,000	50,000	500,000	PTA備品、生徒用タブレット修繕
		負担金	600,000	800,000	△ 200,000	高P連負担金、高P連生徒賠償責任掛金
		慶弔費	50,000	50,000	0	生徒保護者
教育振興費	学 習 費		4,510,000	4,800,000	△ 290,000	
			670,000	950,000	△ 280,000	
		学 習 費	20,000	300,000	△ 280,000	
		図 書 費	650,000	650,000	0	月刊雑誌、図書購入
	進路指導費		3,330,000	3,550,000	△ 220,000	
		報 償 費	2,000,000	2,000,000	0	土曜講座講師・外部模試監督謝金、首都圏大学訪問先謝礼
		旅 費	100,000	200,000	△ 100,000	首都圏大学引率旅費
		需 用 費	1,000,000	1,000,000	0	赤本、受験雑誌
		役 務 費	130,000	150,000	△ 20,000	教員休日指導傷害保険
		使用料賃借料	100,000	200,000	△ 100,000	生徒用コピー機借上料
		環境整備費	510,000	300,000	210,000	モップレンタル、開門開錠等作業
国際親善費	国際親善費	国際親善費	100,000	100,000	0	
施設設備費	施設設備費		30,000	30,000	0	
		工事請負費	0	0	0	
		設備修繕費	0	0	0	
		維持管理費	30,000	30,000	0	生徒用コピー機電気代
積立金繰出	積立金繰出	積立金繰出	0	0	0	
繰出金	繰出金	繰出金		0	0	
予備費	予備費	予備費	746,059	2,029,607	△ 1,283,548	
合 計			9,286,059	10,819,607	△ 1,533,548	

※ 上記について、PTA会長の承認のうえ費用の流用をすることができる。

議5-2 令和7年度 PTA特別会計予算(案)

歳 入

(単位:円)

科 目			本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	摘 要
款	項	目				
特別活動振興費	特別活動振興費	特別活動振興費	8,736,000	9,072,000	△ 336,000	年額 8,400円 × 1,040人
補助金	補助金	補助金	100,000	100,000	0	
繰越金	繰越金	繰越金	1,298,128	1,762,547	△ 464,419	前年度繰越金
繰入金	繰入金	繰入金	2,000,000	9,000,000	△ 7,000,000	PTA運営等積立金から繰入
雑収入	雑収入	雑収入	50	1,000	△ 950	預金利息
合 計			12,134,178	19,935,547	△ 7,801,369	

歳 出

(単位:円)

科 目			本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	摘 要
款	項	目				
特別活動振興費	運 営 費		10,840,000	17,730,000	△ 6,890,000	
			960,000	7,050,000	△ 6,090,000	
		報 償 費	60,000	100,000	△ 40,000	生徒激励金
		需 用 費	250,000	250,000	0	横断幕、大会プログラム他
		役 務 費	300,000	300,000	0	美術・書道作品搬出入等、演奏会等の運搬費
		使用料賃借料	300,000	6,300,000	△ 6,000,000	発表会、演奏会等の会場使用料等
		燃 料 費	50,000	100,000	△ 50,000	グラウンド整地機燃料
	指 導 費	指 導 費	30,000	30,000	0	部活動特別・臨時指導
	負 担 金		3,050,000	3,050,000	0	
		学校負担金	1,200,000	1,200,000	0	高体連・高文連学校割当
		登 録 費	350,000	350,000	0	連盟・協会主催大会登録金
		参 加 費	1,500,000	1,500,000	0	連盟主催大会参加費
	旅 費		5,000,000	5,000,000	0	
		生徒旅費	3,000,000	3,000,000	0	大会等参加旅費
		引率旅費	2,000,000	2,000,000	0	大会等引率旅費
	大会応援費	大会応援費	300,000	300,000	0	野球応援団バス借上等
	行事支援費	行事支援費	100,000	100,000	0	
	施設設備費		1,400,000	2,200,000	△ 800,000	
		施設設備費	200,000	400,000	△ 200,000	クレーコート用土、塩化カルシウム
		備品購入費	1,000,000	1,000,000	0	部活動用備品
		修 繕 費	200,000	800,000	△ 600,000	部活動用備品等修繕
助成費	助成費	助成費	1,250,000	1,250,000	0	部活動定額助成
積立金繰出	積立金繰出	積立金繰出	0	0	0	
予備費	予備費	予備費	44,178	955,547	△ 911,369	
合 計			12,134,178	19,935,547	△ 7,801,369	

※ 上記について、PTA会長の承認のうえ費用の流用をすることができる。

議5-3 令和7年度 PTA運営等積立金 予算(案)

(単位: 円)

区 分	前年度末積立金 (A)	本年度積立額 (B)	取 り 崩 し 額 (C)	本年度末積立残額 (A) + (B) - (C)	備 考
積 立 金	3,324,388	0	2,000,000	1,324,388	
雑 収 入		57	0	57	預金利息
計	3,324,388	57	2,000,000	1,324,445	

※運営上特別に必要となる費用その他緊急を要する費用に充てる。

議 6 岐阜県立岐阜北高等学校 P T A 規約

第1章 総 則

第1条 本会は、岐阜県立岐阜北高等学校 P T A と称し、事務所を岐阜県立岐阜北高等学校（以下「本校」という。）に置く。

第2章 目的及び方針

第2条 本会は次のことを目的とする。

- (1) 家庭と学校との協力により生徒に健全な教育的環境を与えとともに、会員相互の教養を高めること。
- (2) 健全なる生徒の育成に資するため、部活動の振興に寄与し、協力すること。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するための団体であって、前条の目的以外にはいかなる団体のためにも、本会又は本会役員の名において活動並びに協力しない。

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び学校職員並びに本会の趣旨に賛同する者とし、会員はすべて平等の権利と責任を有する。

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
会 長	1名
副会長	3名以内
書 記	2名
会 計	2名

2 役員は、指名委員会によって選ばれた候補者及び総会10日前までに申出たる候補者から総会において選出する。ただし、名誉会長は校長とし、書記2名及び会計2名中それぞれ1名は学校職員から選出する。

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は本会の目的達成のために必要あるときは、会長に助言する。
- (2) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (4) 書記は本会の会務を担当する。
- (5) 会計は本会の会計事務を担当する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠によって就任をした役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は会長の諮問に応じ、本会の目的を達成するために助言する。

2 顧問は、旧会員の中から会長が委嘱する。

第5章 委員会

第9条 本会に次の委員会を設ける。

- (1) 執行委員会
- (2) 学年委員会
- (3) 常任委員会
- (4) 特別委員会
- (5) 指名委員会

第10条 執行委員会は、役員、学校長、教頭及び学年委員会、常任委員会の正副委員長並びに学年委員会の執行委員をもって構成し、その職務は次のとおりとする。

- (1) 各委員会の事業計画の審議

- (2) 総会に提出すべき議案等の審議
- (3) 特別委員会の創設
- (4) その他必要業務の処理

第11条 学年委員会は、各学級毎に選出された学級代表2名（←2名程度に改訂）と学級担任をもって構成し、当該学年の教育環境充実のために努力するとともに会員相互の親睦と意見の上達を図る。

- 2 学年委員会は、各学年毎に委員長1名、副委員長2名（←1名に改訂）及び執行委員1名を互選する。

第12条 常任委員会は、進路指導委員会、生徒指導・特別活動委員会及び保健厚生委員会とする。

- 2 各委員会は、前条の各学級毎に選出された学級代表と学校職員をもって構成し、各委員会とも委員長1名、副委員長2名（←1名に改訂）を互選する。
- 3 進路指導委員会は、生徒に進路に関する事業を立案推進する。
- 4 生徒指導・特別活動委員会は、生徒の生活に関する事業を立案推進する。
- 5 保健厚生委員会は、生徒の健康に関する事業を立案推進する。

第13条 特別委員会は、若干名の委員をもって構成し、必要な都度特別な事業についての企画実行にあたる。

第14条 指名委員会は、役員代表3名、各学年委員会代表2名及び教師代表2名をもって構成し、役員並びに会計監査委員の候補者を選考推薦し、総会10日前までに公表する。

第6章 会計監査

第15条 会計監査委員は3名とし、指名委員会の推薦により総会において承認を得、会計の監査に当たる。

第7章 会 議

第16条 総会は、毎年5月末日までに会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会では、役員の決定、事業計画及び予算案の決定並びに決算の承認を行う。
- 3 総会の定足数は、会員の5分の1以上（委任状を含む）とする。

第8章 会 計

第17条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、毎月納入するものとする。ただし、学校職員は免除する。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の改正

第19条 本会の規約は、総会の議決を経なければ改正することができない。

第10章 補 足

第20条 本規約の施行上の必要な細則は別に定める。

附 則

この規約は、昭和36年11月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月2日から施行する。（全部改正）

附 則

この規約は、平成27年4月28日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。（一部改正）

感謝状贈呈

	氏 名	役 職
1	大野 幹根	R 6 会 長 R 5 副 会 長 R 4 会計監査委員
2	小川月喜代	R 6 副 会 長 R 5 書 記 R 4 会計監査委員
3	丸目佳緒里	R 6 副 会 長 R 5 会 計 R 4 会計監査委員
4	塩谷 雅世	R 6 学年委員長 R 5 学年委員長 R 4 学年委員長
5	小原 円香	R 6 学年副委員長 R 5 学年副委員長 R 4 学年副委員長
6	高橋 友華	R 6 学年副委員長 R 5 学年副委員長 R 4 学年副委員長
7	羽賀 明子	R 6 執行委員 R 5 執行委員 R 4 執行委員

(敬称略)

岐阜県立岐阜北高等学校PTA個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の取り扱いについて岐阜北高校PTA（以下「本会」という）の遵守すべき義務を定めることにより、本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑を図り、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

(2) 個人情報データベース

特定の個人情報について、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(3) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、あらゆるPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務・漏洩防止)

第6条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうるべき個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 個人情報データベースを漏えい等(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告するものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合にはこの限りではない。

(利用目的)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- (1) PTA会費、共済掛金等の集金業務、管理業務
- (2) 文書の送付ないし配布
- (3) 役員・会計監査・会員・各委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに役員等の選考活動、その他のPTA活動

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ会員の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、本会会長に書面で提出された次の事項に限定する。

- (1) 会員氏名
- (2) 生徒氏名
- (3) 所属年組番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) 電子メール

(管理)

第11条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 本会は、情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、管理者の立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄又は削除する。

(保管および持ち出し等)

第12条 個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、USBメモリなどにより持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

第13条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 本会は、個人情報を第三者（第13条1号から4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、修正、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(研修)

第16条 本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、必要な研修を実施するものとする。

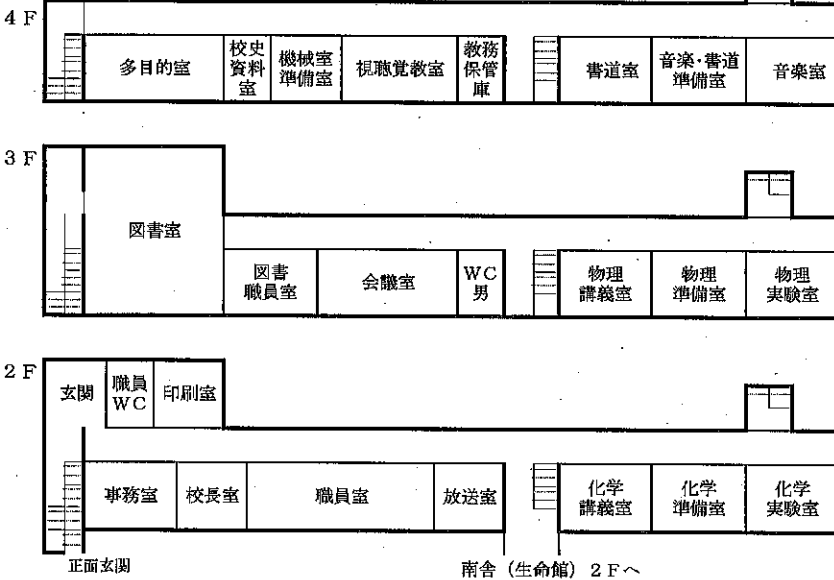
(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

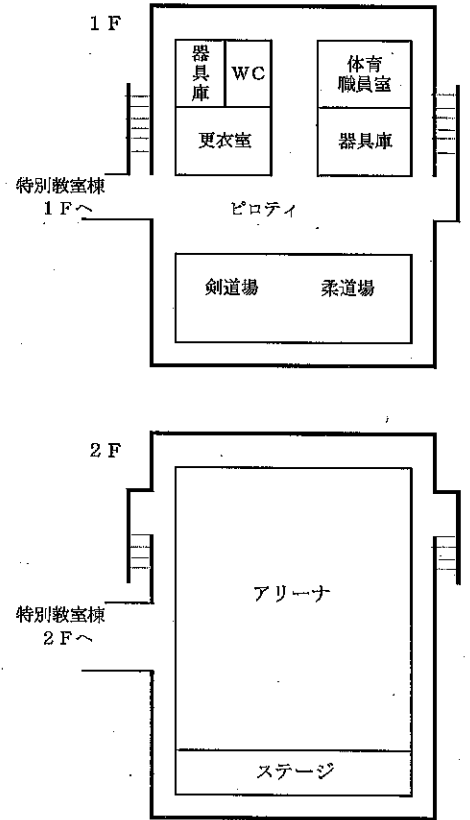
2 苦情対応の責任者は、会長とする。

附則 本規程は、令和6年4月26日より施行する。

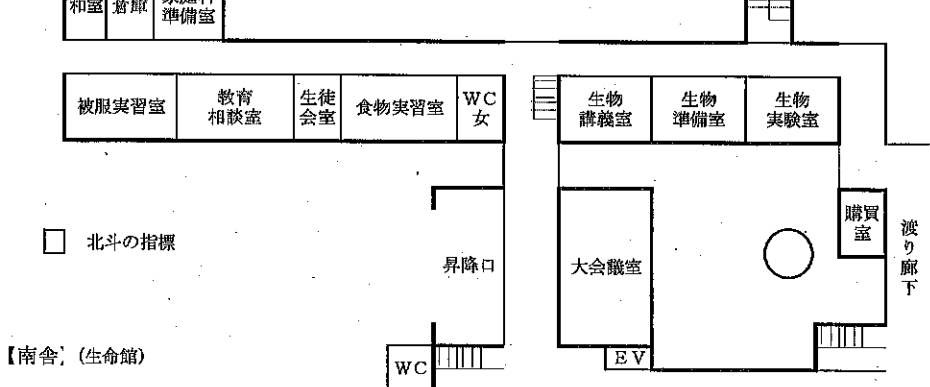
【北舎】(英知館)



【体育館】(志操館)



1 F



【南舎】(生命館)

